

漏水に係る使用水量の認定申請書

××年××月××日

(宛先)座間市公営企業管理者

申請者 住所 座間市×××丁目×-×

氏名 ×× ××

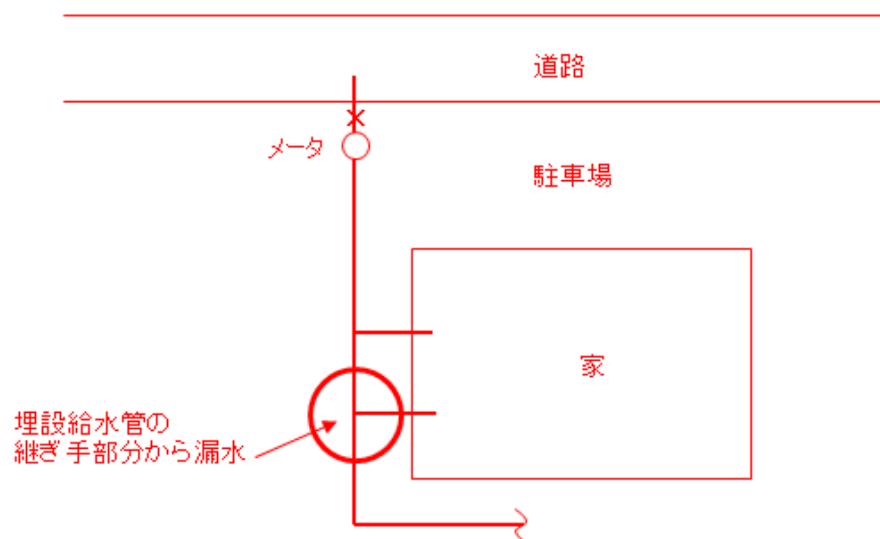
電話 ×××(×××)××××

(日中連絡のつく電話番号)

給水装置の故障により漏水し、修繕を行いましたので、使用水量を認定して下さるよう申請します。

水栓番号	×××××-×××	使用者氏名	×× ××
所在地	座間市×××丁目×-×		
漏水発生年月	××年××月頃		
修繕完了年月日	××年××月××日		
〔修繕業者名 給水装置 工事事業者〕	(株)××××工務店	指定番号	×××
		修繕担当者名	××

発生箇所の状況 (図及び説明)



添付書類 給水装置工事事業者が修繕を行ったことを証明する資料(修繕工事の領収書・請求書の写し等)
 漏水箇所の修繕工事前および修繕工事後の写真

提出先 水道料金お客様センター

住所 〒252-0021
座間市緑ヶ丘一丁目3番1号

電話 046-266-5520

営業時間 午前8時30分～午後8時

定休日 年末年始(12月30日～1月3日)

事務担当

座間市上下水道局経営総務課

※ 必ず裏面の注意事項を読んでから申請をしてください。

注意事項

申請の前に必ずお読みください。

◆趣旨

お客様の敷地内の給水装置はお客様の所有物であるため、お客様の責任において管理していただいております。そのため、漏水による修繕費や水道料金等の増額分はお客様負担となります。

ただし、次の要件を満たした場合は漏水に伴う使用水量の認定により料金の減額制度を設けています。よくお読みいただき、同意の上、申請書を提出してください。

◆漏水に係る使用水量認定の要件（全てを満たした場合）

- ① 地中、壁面内部又は床下等からの漏水で、かつ、使用者等の故意又は重過失に基づかないとき。
- ② 使用者等が漏水の事実を知りながら、正当な理由なく漏水の修繕工事を怠ったと認められないとき。
- ③ 漏水の修繕工事を完了した日の翌日から起算して3月以内に使用者が漏水に係る使用水量認定申請書を管理者に提出したとき。
- ④ 過去に漏水に係る使用水量の認定がされた時の修繕箇所と異なるとき。
- ⑤ 給水装置工事事業者が修繕を行ったとき。

◆還付額について

水道料金は、前回検針分又は前年同期分（過去の使用実績がない場合等、妥当でないと認められた場合は修理後の使用実績）の2倍を超えた水量相当額を還付いたします。

ただし、前回検針分又は前年同期分が基本水量未満のときは、基本水量の2倍を超えた水量相当額を対象とします。

下水道使用料は、漏水により流出した水は下水道管に排除されませんので、漏水により増加した水量相当額を還付いたします。

◆申請における提出書類について

- ① 漏水に係る使用水量の認定申請書
- ② 給水装置工事事業者が修繕を行ったことを証明する資料（修繕工事の領収書・請求書等）
- ③ 漏水箇所の修繕工事前修繕および工事後の写真

以上3点を、「水道料金お客様センター」まで持参又は郵送してください。